

よくある質問



**Q** 農業による販売・売上（収入）金額が50万円以上ありますが、令和7年分の税申告をしていません。申請できますか？

**A** 令和7年分の税申告をしていない場合は、支援金の給付対象にはなりません。必ず税申告を済ませてから、支援金の申請をお願いします。

**Q** 市税などの未納があります。未納分を支払えば今回の支援金に申請できますか？

**A** 申請の時点で未納の市税などがなければ、申請できます。ただし、納付状況の反映には時間がかかることもあるため、支払ったことがわかる領収書の提出をお願いすることがあります。

**Q** 「荷造運賃手数料」のうち農業用資材に関するものは「諸材料費」に含まれるとありますが、具体的にはどのようなものが対象ですか？

**A** 生産や収穫物の集荷・出荷の際に使用する包装費用などが「諸材料費」として支援対象になります。例えば、苗箱や段ボール、ビニールなどの農産物を包装・運搬する際の資材費用が含まれます。

**Q** 圃場（農地）が越谷市以外にもありますが、支援金の対象になりますか？

**A** 他市町村に圃場（農地）がある場合でも、越谷市にお住まいの方や、越谷市に主な事務所がある法人であれば支援金の対象となります。

**Q** 親子などの親族が、それぞれ別々に申請書を出すことはできますか？

**A** 同じ経営体の場合は、親子のどちらか一方が申請してください。確定申告が別々の場合は、それぞれ別に申請書を提出してください。

**Q** 昨年度までの「越谷市農業用燃油・肥料高騰対策支援金」とは何が違うのですか？

**A** 燃油・肥料から支援対象を拡充し、「肥料費」「動力光熱費」「諸材料費」「農薬衛生費」の一部について支援金を給付いたします。また、必要書類等も昨年度までと異なりますので、ご確認ください。

**Q** 物価高騰が続いた場合、来年度も同様の事業はありますか？

**A** 本事業は、単年度事業になります。（※国の重点支援地方交付金を財源とするため）

**Q** いつ頃、支援金は口座へ入金されますか？

**A** 給付が決定された方には決定通知書を送付させていただくとともに、給付決定日の翌月末までにお支払いを予定しております。

支援金給付までのスケジュール

- 1 申請書等の作成  
◆申請書等の電子データは、市ホームページからダウンロードいただけます。
- 2 申請受付 \*令和8年6月1日(月)～令和8年7月31日(金)午後5時まで (提出期限厳守)
- 3 受理・確認(市) \*令和8年6月～8月に決定通知書を発送予定  
◆内容に不備等があった際は、ご連絡させていただく場合があります。
- 4 支援金の給付 \*給付決定日の翌月末までに指定口座へ支払い予定



# 令和7年分 越谷市農業者物価高騰対策支援金

～物価高騰の影響を受けている農業者の皆さまへ～

生産資材等の物価高騰により、営農に大きな影響が生じている農業者に対し、農業経営への影響緩和と営農意欲の向上を目的として、「肥料費、動力光熱費、諸材料費、農薬衛生費」の一部について予算の範囲内において支援金を給付します。

- 対象者**
- ・農業による売上が50万円以上ある市内農業者
  - ・令和7年分(法人は令和7年中に開始した事業年度)の確定申告をしている方
  - ・市税等を滞納していない方

※ 本支援金は予算の範囲内において給付いたします。



支援対象経費

肥料費



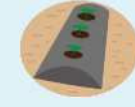
肥料の購入費

動力光熱費



電気、水道、ガス・灯油・ガソリンなどの燃料費

諸材料費



マルチ、支柱などの諸材料費

農薬衛生費



農薬の購入費や共同防除費

令和7年分<sup>※</sup>の確定申告において、申告した肥料費、動力光熱費、諸材料費、農薬衛生費の合計額の10%が支援金額となります。

**最大給付額 150万円**



※ 法人は令和7年中に開始した事業年度の確定申告において申告した経費が対象になります

申請期間：令和8年6月1日 から 7月31日 まで ※ ただし、令和7年中に開始した事業年度の決算が令和8年6月以降となる法人は、決算後2カ月以内に申請してください。

お問い合わせ先 越谷市 環境経済部 農業振興課 (市役所第三庁舎4階)

☎ 048-963-9193 (直通)

## 給付対象者

次の①から⑤までの要件全てを満たす方

- 1 **越谷市に住所を有する個人**又は**越谷市に主たる事務所を有する法人**であること。  
ただし、市が認定した認定農業者及び認定新規就農者については、この限りではありません。
- 2 令和7年税申告(法人にあっては、令和7年始期の事業年度における税申告とする。)をした方のうち、農業による収入金額から家事消費、自家消費、雑収入等を除いた販売又は売上(収入)金額が**50万円以上**であること。
- 3 市内において、自ら耕作しており、今後も営農を継続する意思があること。
- 4 市税等を滞納していないこと。
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は越谷市暴力団排除条例(平成25年条例第14号)第3条第2項に規定する暴力団関係者ではなく、かつ、暴力団員又は暴力団関係者による関与がない者であること。

## 申請受付期間

**令和8年6月1日から令和8年7月31日まで**

※ただし、令和7年中に開始した事業年度の決算が令和8年6月以降となる法人は、決算後2カ月以内に申請してください。

## 支援金の額等

**令和7年分の確定申告において、農業所得として税申告した経費のうち、「肥料費」、「農薬衛生費」、「諸材料費」、「動力光熱費」の合計額の10%**

- 1,000円未満の端数が生じる場合は、切り捨てとします。
- 予算を上回る申請があった場合は、申請の受付を終了する場合がありますのでご了承ください。

## 添付書類

1 申請・請求者の本人確認書類の写し

### 【個人】

運転免許証、マイナンバーカード(表面)、パスポート等

### 【法人】

3か月以内に発行された、登記事項証明書  
(\*履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)



2 税申告に係る書類

### 【個人】

1. 《青色申告決算書または収支内訳書を提出している方》

- ① 令和7年分確定申告書B第一表の写し
- ② 令和7年分所得税青色申告決算書(農業所得用)の写し(1、2面)又は令和7年分収支内訳書(農業所得用)の写し(1、2面)

2. 《青色申告決算書及び収支内訳書を提出していない方》

- ① 令和8年度(令和7年分)市民税・県民税申告控の写し
- ② 対象経費の購入明細内訳書 (\*任意様式可)



## 支援対象経費の考え方

### ◆ 青色申告決算書・白色申告収支内訳書の場合

【支援対象経費】以下の合計額  
肥料費、農薬衛生費、諸材料費、動力光熱費

令和〇年分所得税青色申告決算書(農業所得用)

令和〇年分収支内訳書(農業所得用)

※赤枠内の計上科目が支援対象となります。  
※青枠内の荷造運賃手数料のうち、農業用資材については諸材料費に含めることができます。

### ◆ 法人決算書の場合

【支援対象経費】以下の合計額  
肥料費、農薬衛生費、諸材料費、動力光熱費、その他これらに準ずる科目に計上された額

### 【法人】

- ① 直近の確定申告書別表一の写し
- ② 法人事業概況説明書の写し(両面)
- ③ 支援対象経費が分かる決算書の写し

3 受取口座を確認できる書類

通帳やキャッシュカードなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義が確認できる部分の写し  
\*申請・請求者名義の口座以外は指定できません。

4 その他

1. 《「荷造運賃手数料」の中に農業用資材を含めて申告している方》

- ① 購入明細内訳書 (\*任意様式可)
- ② 購入明細内訳書の根拠となる領収書、レシート、帳簿等の写し

2. その他市長が必要と認める書類



申請書(請求書)と必要な書類を添えて申請してください。  
窓口、郵送、電子申請にて受け付けております。

